



シニアのひろば



介護保険料の減免について

介護保険は、40歳以上の方が納めている介護保険料が財源になっています。介護が必要となったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように介護保険料は忘れずに納めてください。

また次の(ア)～(カ)の全てに該当する場合は、申請により保険料の減免を受けることができます。

〈条件〉

(ア) 次の表の所得段階で各要件に該当する方

所得段階	対象者	要件
第1段階	老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市民税非課税の方、または世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額および合計所得金額との合計額が80万円以下の方	生活保護の方を除き、世帯の前年収入(非課税収入を含む)が80万円(世帯員2人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	世帯の前年収入(非課税収入を含む)が120万円(世帯員2人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が120万円を超える方	

(イ) 市町村民税を課されている方と生計を同じくしていない、またはその方から生活援助を受けていないこと

(ウ) 課税世帯の方

の市町村民税の控除対象者となっていないこと

(エ) 介護保険料の滞納がないこと

(オ) 健康保険の被扶養者となっていないこと

(カ) 市内に自らの居住用の土地、または家屋以外に土地・家屋を有していないこと

〈申請期限〉

令和2年1月31日(金)

〈減免申請に必要なもの〉

年金証書・健康保険証・印鑑(認め印可)・収入状況が分かるもの・個人番号カード(通知カード、または個人番号記載の住民票も可)

〈その他の減免〉

この他にも次の事由に該当する場合は、介護保険料の減免を受けることができます。



は、介護保険料の減免を受けることができます。

① 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

② 事業の廃止・失業などにより収入が著しく減少したとき

③ 刑事施設などに拘禁されたとき

※詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください

▼高齢福祉課長寿介護係(東三河広域連合 田原窓口)

☎ 23-3217 FAX 23-3545



◆高齢者福祉の手引◆

安否確認や配食などの福祉サービス、介護、各市民館などで実施している体操教室の情報などを掲載しています。市HP(☎1005660)で検索すると詳しい内容をご覧いただけます。